

おおくま

2012年2月1日

大熊町役場 会津若松出張所

発行：大熊町役場企画調整課
所在地：福島県会津若松市追手町2番41号
電話：0242-26-3844（代表）
E-mail:okuma@town.okuma.fukushima.jp
ブログ大熊町
<http://blog-okuma.jugem.jp/>
大熊町公式ホームページ暫定版
<http://www.town.okuma.fukushima.jp/>



平成24年大熊町成人式が1月8日、会津若松ワシントンホテルで開催されました。今年は震災の影響も懸念されましたが、男51人、女33人の計84人の新成人が出席し、大人の仲間入りを果たしました。

式では、渡辺町長から「風雪に耐えきる『けい草』に成長し、困難な現状を打破し、新しい大熊町、新しい日本を背負って立つ人間に成長してください。大熊町の復興のために、若い皆さんの力が必要です」との式辞の後、新成人代表の千葉真由子さんへ、成人証書と記念品が送られました。来賓を代表しては、千葉幸生町議会議長と恩師の星健一元大熊中学校教頭が祝辞を述べました。

式の最後に、新成人を代表して、金澤拓也さんが「東日本大震災以来、大熊町は大変厳しい状況が続いています。しかし、困難を乗り越え、未だに、歩一歩しっかりと踏み出していきます」と謝辞を述べました。式典が終了し、記念撮影の懇親会が行われ、新成人たちは、懐かしい友人や駆けつけた恩師と思い出を語り合っていました。



ハイカーテイ紹介

◎「うしたサロンを設けた経緯は?



この日集まつた皆さん

熊町民が集まるサロンがありま
す。週に一度、大熊町民が集まるサロ
ンを、年末の最終回に訪ねてきました。

て、みんなバラバラにやって
たんです。定期的に借り上げ

ているような場所があるとい
いなと思っていました。

「そういう話が出たのは、
何人かの知り合いがどこかで
集まっていたときです。8月

頃でしょうか。そ
れで、「ここ」「縫
りあい処 空間」と
りあい処 空間を
うま」の熊田恵美
子さんと知り合
だつた人がいたの
で、このサロンを
思い出したんです。

◎実際に参加されてみていか
がですか?

「ここに来ると、お知り合

した。

「ここに来ると、お知り合
いの方もいれば、初めて会う
方もいますが、みんな大熊の
人なので同じ話題ができます。
また会えなくとも、『ふれあ
いノート』を見ると、お知り

りあい処 空間を
講師の方を呼んで研修会をし
てみましたし、口コミの情報

が大事な」ともありました。

「郡山には、大熊の方が7

00人くらいいると聞きました。
今日は、矢吹町のお知り

合いが差し入れをもつてきて
た。でも、住所や電話番号が
分かっても、なかなか行けま
せん。近くにこういう場所が
あるといなあと思っていま
う。」

「私は、もともと知つてい
ません。今日は、友です。」

人が車に乗せてくれて、一緒
に連れてきました。大

る人はいませんでした。でも、
熊町のみんなに会えて、ホッ

こへ来てみんな友だちにな
りました。みんな大好きです!」

「今日は、矢吹町のお知り

合いが差し入れをもつてきて
た。でも、住所や電話番号が
くわづたんですよ。いつしょ

に食べましょう。おいなりご
りん。近くにこういう場所が
おいしいおしんこに、お野菜

を入れましょ

みの土曜日に、貸した。主人と二人で住んでいる
所の人とも話しますが、つつ
がきました。」

「私は今日はじめて来まし
が、相談して、休

昼夜を食べられる素
敵な場所なのです

が、大変な」ともありました。

「私は、もともと知つてい
ません。近くにこういう場所が
あるといなあと思っていま
う。」

「今日は、矢吹町のお知り

合いが差し入れをもつてきて
た。でも、住所や電話番号が
くわづたんですよ。いつしょ

に食べましょう。おいなりご
りん。近くにこういう場所が
おいしいおしんこに、お野菜

を入れましょ

ります。みんな大好きです!」

「今日は、矢吹町のお知り

合いが差し入れをもつてきて
た。でも、住所や電話番号が
くわづたんですよ。いつしょ

に食べましょう。おいなりご
りん。近くにこういう場所が
おいしいおしんこに、お野菜

を入れましょ

す。でも、決まったところが

あれば、一人ずつでも来れま

す。」

「借り上げ住宅に入つてい

る私たちは、バラバラなんで

す。でも、決まったところが

あれば、一人ずつでも来れま

す。」

「大熊の人はたくさん郡山

す。こういう場所があると知つ

て、泣き泣き、涙ながらに來

ている人もいるので、初めの

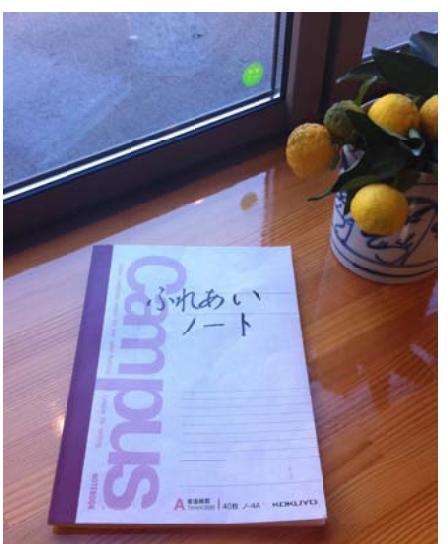
られた方もいます。新聞で記

うちはそれぞれに連絡を取り

事をみて、タクシーでかけつ

合つていました。でもそれつ

けた方もいます。」



ふれあいノート
10月8日からのメモがあります

◎大熊町民の皆さんへメッセージ
ジをお願いします

やつていただいてもいいかも
されません。何かやりたいこ
とや知りたいことがあれば、
いは？

やつていただいてもいいかも
されません。何かやりたいこ
とや知りたいことがあれば、
いは？

取材協力

首都大学東京大学院生
吉田 耕平 氏

やつていただいてもいいかも
されません。何かやりたいこ
とや知りたいことがあれば、
いは？

町のみなさんも自分なりの生
き方、自分の道を見つけるまつ
かけになつたら、心から嬉し
く思います。

「こへは、どなたでも、男
女や年齢の別なく、いらっしゃ
います。今のこどもたちは来て
いないですが、子どもたちも歓
迎です。

何か相談事のある方でも、とくに困
っていることのない方でも、たまに少
し立寄ってみてください。た際には、用事
のあいだに少しあるお話を出
すと、いろいろな話やつなが
りができます。

もし、みんなで勉強をした
いねということになれば、勉
強会や講演会もやります。双
葉郡の方をお呼びして音楽を

しゃる方でも、誰かしら、嬉しい大熊の方が
いると思います。

自分で仕事を退職した後、郡山にお住まいの方もそ
うでない方も、また県外にいらっしゃる方でも、郡山へいら
しゃる方が、郡山へいらしゃることに戸惑いました。
た際には、用事のあいだに少しあるお話を出
すと、いろいろな話やつなが
りができます。

私は仕事を退職した後、郡山の都会では人のつながり
をして私自身の人生としても、誰かしら、嬉しい大熊の方が
何かをやりたいと思いました。それで「縫りあい処 空間 ku
uma」という名前で、近くの農家で作ったものを誰かに食べ
べてもらえる場所、寄り合つて楽しく過ごせる場所を作つ
たんです。

3月以後、大熊町の友人が
「こちらに来られているのでお
会いし、ぜひみなさんが集ま
れる場所として使ってもらいたい
と想い、お声をかけました。
地震以来この「空間」も寂しくなつて
いたので、私もとても助かっていますが、週ごとに、
みなさんのお顔が明るくなつて行くので、こちら
も元気になる。最近は、みんなが土曜日にいらしてくれ
るのが楽しみで、待ちにす
るようになりました。



お昼ごろには12人が卓を囲みました

こうした場所で、もし大熊



<アクセス>



縫りあい処 空間 kuuma

福島県郡山市開成6-357

Tel & Fax 024-953-6078

月曜日～木曜日 通常営業 10時～16時

土曜日 開放時間 (大熊町) 10時～16時

（通常営業にも、おいしい手料理やご主人のコーヒーを楽しんでいただけます。）

（土曜日の開放時間帯は、お好きな時間に入りしていただけます。）

あつまつかおおくま

共に育ち合い（愛）サロン
あづま（柏崎市）とくわん

新潟県柏崎市に避難している大熊町民のみなさんが、『あつまつかおおくま』といふ集まりを開いています。この集まりは、主に三つの形で行われています。

①月に一、二度開かれる定例会

②不定期で自由に行われるサロンでのお茶飲み会

③イベントの企画・立案（中越地震からの復興を遂げた山古志見学等）

今回は忘年会におじゃまして参加者にインタビューしてきました。

◎ “あつまつかおおくま”が生まれたきっかけは？？

「私たちの多くは、柏崎に避難してきました。避難所で、サロンの姉さんと知り合うようになり、お茶を飲みに来るようになりました。“あつまつかおおくま”的な集まりじゃなくても、よくサロンに来ていました。」には大熊以外の方



2011.09.06



2011.11.11

第一回(上)、第三回(下)の集合写真

もたらすやうになります。」で8月末に7人で会う機会を設けました。そして、交流が始まつたきっかけになつたのは、ひとりのお年寄り（男性）でした。この方が『大熊性』でした。この方に会いたい』と言つて、とにかく電話をして誘つて、とにかく市役所の担当職員（保健師）に話をして、とりあえずはサロンの姉さんに相談しようとこの集まりを開いています。

始ましたのです。」「それが、知り合いに人に会いたい』と言つて、9月に集まれる方みんなで集まりました。その結果25人も市役所の担当職員（保健師）に話をして、とりあえずはサロンの姉さんに相談しようとこの集まりを開いています。

9月に集まれる方みんなで集まりました。同じ大熊でもサロンの姉さんに相談しようとこの集まりを開いてようやく、借り上げアパートという形で一般企業の社宅を定例会として、10月にこれを定例会として、10月に

しましょう・・・ということ分達で借りています。自分達難してきている人に会う機会

で1歩1歩進むことを目標には減りました。「やつぱり、一度目の一時帰宅ができるようになるまでは、みんなをわざわらしてしまつて。でも、一時帰宅をしてやっぱり帰るのはもう無理だ、という気持ちになつた方も多くいました。そうなるとやっぱ

り、この柏崎でどうにか暮らす。そのとき、私たち何人かがどこでお茶を飲んだりお話をしました。その後は、入れたんです。私は、5月に一度スーパーで大熊の方に会いました。社宅に入つてから避難してきている人に会う機会

で支え合いながら、何か自分ができなかった人とも、出会うことという形で、一般企業の社宅で支え合いながら、何か自分ができなかった人とも、出会うことをしていました。そういう二回目、11月に三回目、12月に四回目と、市内の施設を自らは、同じように福島から避難してきている人に会う機会

で支え合いながら、何か自分ができなかった人とも、出会うことをしていました。そういう二回目、11月に三回目、12月に四回目と、市内の施設を自らは、同じように福島から避難してきている人に会う機会

で支え合いながら、何か自分ができなかった人とも、出会うことをしていました。そういう二回目、11月に三回目、12月に四回目と、市内の施設を自らは、同じように福島から避難してきている人に会う機会

で支え合いながら、何か自分ができなかった人とも、出会うことをしていました。その時も山古志へ行って“自分達も何ができるのか”を勉強してこようという意見があり、協力してくれた方々の支援で実現しました。その時も山古志のみなさんから「私達も大変でした」と声をかけたです。

「今回の大忘年会では、中越地震で被災した村のひとつ、川口村のみなさんが参加してくれたり、とっても楽しい忘年会になりました。餅つき、糺打ち、しめ縄作りと笑いのたえない日になりました。みなさんに心から感謝です。」

そして人と人が繋がつていい
く「絆」を大切にしたいと思
いました。

「あつまつかおおくま」
実行委員

| | |
|--------|--------|
| 愛場 誠 | 金森 干城 |
| 森口 須美枝 | 小沢 ミヨ子 |
| 片寄 勇 | |



公民館でしめ縄作りをしました

《共に育ち合い（愛）サロン むげん 姐さんより》

「自立」を妨げてしまつ。
今、一番心配なのは、避難生活が長引く中で、心のケア、特に子どもとその母親へのケアが必要となつてきていること。少しでも助けになれるよう、

周りを巻き込みながら集える場であり続けたい。みんなが福島に帰るの日まで・・・。小さい力だけど支援を続けていきたい。

◎大熊町民の皆さんへメッセージ

ジをお願いします

県内被災者も県外被災者も離れていても、“ふるさと”を思う気持ちは同じだと信じています。いつの日か“ふるさと”をとり戻せます。みんな一緒に顔晴り（がんばり）ましょ。

*顔晴る（がんばる）は顔が晴れるようにする」とい笑顔になるよつとする

中越沖地震の時、私も避難生活を送った。市職員として支援活動も行うなかで、避難者であつても自分でできることは自分でできることが大切だと感じた。何もしないと「自己立」できなくなつていく。

市を退職後、気軽にいろんなことを話し、相談できる“憩いの場”としてサロンを始めた。今は東日本大震災で被災された方が集まる場になっている。みんな同郷の人と話したいという気持ちがあり、ここに来ることで「一人じやない」という気持ちを抱いたり、情報を得たりすることもできる。また、サロンに集ま



サロンの中の様子
<アクセス>

「自らの経験を活かし、被災者と顔のみえる関係を続けたい。」

「県民だより“にいがた”」の掲載記事より

「忘年会の案内より」
「あつまつかおおくま」とは、福島県双葉郡大熊町の避難者有志が集まって発足した会です。大熊町の人の「心」と「心」のふれあいを大切にし、何でも語り合える場づくりや、大熊町の人が元気になるようなイベントを、企画・実施して行く会です。

る支援物資を本当に必要とし
ている方に渡せるように、相
手としつかり話し合うなど、
顔の見える支援を行つていて。
そうしないと「してもらつて
当たり前」になつてしまい、
「自立」を妨げてしまつ。
今、一番心配なのは、避難生活が長引く中で、心のケア、特に子どもとその母親へのケアが必要となつてきていること。少しでも助けになれるよう、

定例会
<日時>
2月17日 9時半～12時半

3月16日

9時半～12時半

柏崎エネルギーホール
<開催場所>
新潟県 柏崎市 駅前2-2-30

*大熊町の関係の方ならどな
たでも」参加ください。

取材協力
首都大学東京大学院生
吉田 耕平 氏

共に育ち合い（愛）サロン むげん

新潟県柏崎市柳橋町1-25

0257-21-1503

<http://smilesalon-mugen.com/>

“あつまつかおおくま”的役員会を不定期に行
うこともあります。大熊の人に限らず福島の方
がたくさん利用しています。また、柏崎市民
との交流の場もあります。「気軽に気楽にお
越しください」



**福島県
青年司法書士協議会による
原発賠償金請求**

Q & A

Q3

東電に損害を請求できる方
法は、いくつかありますか？

A3

①直接請求
東電から送られてきた請求書類に記載して郵送する手続き

Q1

東電から送られてきた請求書には、必ず書いて郵送しなければならないのですか？

東電から送られてきた請求書は、あくまで加害者側の方的な提示でしかありません。

この内容を十分に理解してから提出するようにしましょう。

Q2

このまま請求書を書かないで放つて置くのは不安です。いつまでも書かないでいると請求できなくなるのでしょうか？

A2

すぐに請求できなくなることはありません。原則として3年間は請求できる権利は失われないとされています。あせらず、十分納得できてから提出するようにしましょ。

◇デメリット

東電の一方的な内容と金額に拘束される。

②原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続き

柔軟な記載で請求できる。

相手方への強制力がない。

資料の提出を求められたり、呼び出しを受けることがあります。「その他」の方法だと思います。

かつてしまふので、まずは損傷項目の審査には時間がかかります。

A1

東電から送られてきた請求書は、あくまで加害者側の一方的な提示でしかありません。

東電との間に仲介委員が入って和解や仲介をしてくれます。

③訴訟手続き

厳格な手続きで言い分が

申立書は文部科学省のホームページからダウンロードする」とができます。インターネットを利用できない方は、原子力損害賠償紛争解決センターにお問い合わせください。

裁判所に訴える手続き。

費用がかかる。

手手続きが難しく、時間と

A6

今回の東電の請求書で請求できる損害は、あなたが受けた損害の「ごく一部のみで、①避難・帰宅の費用、②一時避難生活等による精神損害、③一時

金」請求書の他に各種証明書、領収書などの書類を付けて同封しなければなりません。

6

Q3

東電に損害を請求できる方

手続き

センターによる和解仲介手続き

申立をすると、あなたと

東電との間に仲介委員が入っ

て和解や仲介をしてくれま

す。

Q4

それぞれのメリット・デメリットは何ですか？

A4

賠償項目を分けて請求する

Q7

①直接請求

◇メリット

形式通りに記入して合意するかしないかを選択できる

（一部合意できる）としていましたが、1回目の請求書か

す。まずは納得している損害

ら順に提出しなければならぬのですか？

2回目に送られてきた賠償

項目のみを請求して合意し、金の請求書で、1回目と2回

7

検討したり、紛争解決センターへ申し立てをするというやり方もあります。「その他」になってしまいます。

A7

2回目に送られてきた賠償

項目のみを請求して合意し、金の請求書で、1回目と2回

8

金の請求書の他に各種証明書、領収書などの書類を付け

9

なお、送付した書類は全てコピーをとつて、お手元に置いておくことをお勧めします。

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36



Q9

添付する領収書は原本を提出しなければならないのですか?

A9

東電は原本(コピーではなく本物)の提出を求めていませんが、原本を提出する場合は後日の確認や別な手続で必要になることが予想されますので、必ずコピーを控えておいてください。また、東電では領収書の原本は要求があれば返還すると説明していますので、必要な方は必ず原本の返還を要求してください。

Q11

現在は家族が別々に生活しているが、世帯から個別に分けて請求することはできますか?

A11

可能です。その場合、東京電力原子力補償相談室(電話0120(926)404から別に請求書類を送付してもらつてください。

じぶんと

をきっかけに、行政などからす。

⑥金融機関等への問い合わせがある」という場合は、その分は別に請求でこれを十分に理解した上で署名押印しましょう。

Q13

避難履歴に印字されている医療費については免除措置を受けいますが、免除された医療費を請求できますか?

A16

いるのですが、どのように対処すればよいでしょうか?

これについても、原則的に処すればよいのでしょうか?

今回の原発事故をきっかけと

して給付金や補助金が支給さ

れた場合に当たり、自らお金

を支払つていないので別に請

求できないとされています。

しかし、指定診断書を取得す

ることにより、入通院したこ

とにに対する慰謝料や通院等に

かかる移動交通費は請求でき

ますので、そちらも忘れずに

請求してください。

Q16

合、就労状況証明書を発行してもらいましょう。発行してももらえない場合、社員

証や保険証等で働いていた

ことを証明しなければなり

ません。これを証明できな

い場合、東電への直接請求

手続きによる賠償請求はで

きません。

Q17

①働いていた事実が分かるもの

給与額が分かる書類を提出しなければなりません。こ

れらが仮に提出できない場

合でも、就労のタイプ別に

最低限の金額の賠償が請求

できます。

Q10

領収書を無くしてしまったのですが、請求できませんか?

A10

賠償の項目によって、領収書が必要な場合と、無くても一定額が支払われる場合があります。また、領収書が必要な場合でも、標準的な金額を支払うとしていますので、実際にかかった費用は具体的な事情を記載の上請求していくください。

Q12

委任書は、署名押印して提出してしまうとこれで全て納得したことになってしまふのですか?

A12

請求書類と一緒に提出する委任書は、次の事柄についての同意を意味しています。
①世帯ごとに代表者が家族の分を取りまとめて請求する

Q14

3月12日に1日だけ避難所にいましたが、それからは親

の同意を意味しています。
場合、3月の避難生活等の精神的損害はいくらですか?

Q15

避難所に1日でもいれば12万円の請求額となります。

Q17

就労不能損害の証拠として何を出せばよいのかよく分かりません。

③最終的に受け取った仮払金の方が多くなる場合、差額一時立入の際に町から交通費を返してもらうこと

④地震や津波による損害ではですが、東電へこれらを請求できますか?

⑤請求書等の提出する書類に嘘が無く、問い合わせに応

原則として今回の原発事故

いた給料の額が分かるもので



Q18

原発事故によって会社も休業状態になり、一時的に離職を余儀なくされたため雇用保険失業給付を受けていましたが、その場合でも東電へ就労不能損害を請求できますか？

A18 東電は、今回の事故を原因として受け取った給付金や補助金は、その金額を賠償金から控除するとしています。雇用保険法に基づく失業等給付金はそれに含まれず、賠償金請求できます。

なお、義捐金や弔慰金、見舞金も控除する必要はありません。

A20

東電では対応を検討しているとしています。通常領収書た場合、家族間を行き来する等はいただいてないでしょうが、「経緯」と事情を「その他」欄に記載して請求してください。可能であればその親戚に領収証や受領書など金額がわかる書面をもらえるとなおよいでしょう。

Q21 避難して買った食料品や衣料品の領収書がありますが、どこに書けばよいですか？

東電では、それらは生活費の増加分として避難生活等の精神的損害に含まれるとしています。皆さん納得いかないところかもしません。今回の原発事故がなければ発生しなかった費用で、日常生活に必要なものは、「その他」欄

Q22

多くの方がそれぞれの事情で家族別々の生活を余儀なくされ、つらく寂しい思いをして同一世帯内での移動費用について、必要かつ合理的な範囲で賠償するとしていることについて、必要な被服、スタッフドレス

ビ、炊飯器、電子レンジ、電気ポット、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、暖房器具、温水洗浄便座等の家電製品、その他

家具、寝具、カーテン、絨毯、学校の制服、礼服、就労に関連するもの

多くの方がそれぞれの事情で家族別々の生活を余儀なくされ、つらく寂しい思いをして同一世帯内での移動費用について、必要かつ合理的な範囲で賠償するとしていることについて、必要な被服、スタッフドレス

Q23

多くの方がそれぞれの事情で家族別々の生活を余儀なくされ、つらく寂しい思いをして同一世帯内での移動費用について、必要かつ合理的な範囲で賠償するとしていることについて、必要な被服、スタッフドレス

直し後も適切に賠償されるよう求めていく必要があります。

Q24

東電はいつまで支払ってくれますか？

東電は、「個別対応させていただくのでコールセンターへお問い合わせください」としていますが、現段階で具体的

8

Q25

東電は、「個別対応させていただくのでコールセンターへお問い合わせください」としていますが、現段階で具体的

Q26

東電は、「個別対応させていただくのでコールセンターへお問い合わせください」としていますが、現段階で具体的

Q19 専従者給与所得者の就労不能損害や、役員報酬の損害については請求できますか？

東電では、それらは生活費の増加分として避難生活等の精神的損害に含まれるとしています。皆さん納得いかないところかもしません。今回の原発事故がなければ発生しなかった費用で、日常生活に必要なものは、「その他」欄

A23

他に「その他」欄に記載できます。皆さんにはどんなものがあるかもしれません。今回

Q27

かかるものにはどんなものがあるかもしれません。今回

Q28

かかるものにはどんなものがあるかもしれません。今回

Q20 親戚の家に避難し、お世話になつた謝礼金を渡していましたが、請求できますか？

東電は避難生活における生活費の増加費用について、請求してください。ただし、内容に「生活に必要不可欠な家財道具等について、お住まいから

A29

よっては東電で認めないケースも出てくると思われます。それでも出でてくると思われます。

Q27

就労不能損害は合意してもよいのですが、精神的損害については納得できません。どうすればよいでしょうか？

A27

一部の項目の請求も可能とされ、合意に至った賠償項目のみをまず先行して支払う運用がされるようなので、納得している損害項目と金額のみを合意するようにしましょう。

Q28

今回の請求金額が受け取っている仮払金より少なくなつた場合、返金しなければならないのでしょうか？

A28

今回のところすぐに返金する必要はありません。しかし次回以降に持ち越して清算され、最終的に返金を求められる可能性があります。

Q29

合意書を交わしたら今後はもう一切請求できないのでしょうか？

A29

東電は、やむを得ない事情によって請求に漏れがあつた場合には、追加請求の相談に側で書き漏らした損害を教え

応じるところは期待できません

から追加するのは困難が予想よいのですが、精神的損害についは納得できません。どうすればよいでしょうか？

A29

加害者側の記載の援助、加害者側の見解でしかありませんので、一通り請求書を書き終えた後に、法律専門家等の東電は、やむを得ない事情によって請求に漏れがあつた場合には、追加請求の相談に側で書き漏らした損害を教え

A33

内容になっています。しかし、こので、慎重に請求しましょ

いいえ、前提として東電の手続を進めていくうえで専門請求書を提出しなくとも、直的知識が必要とされることが接原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続を申し立てることができます。

ただし、初めから全ての損害

Q32

納得できない部分がある場合は、納得できる部分についてのみの合意をしてください。

Q30

一部の損害項目のみ合意するつもりですが、注意点はありますか？

A30

東電から返送された「お支

払い細書」の今回合意しない項目に「＊＊＊」が付いていることを確認してから合意してください。

お問い合わせ先

◇福島県司法書士総合相談セ

ンター

電話024(5522)151039 原子力損害賠償紛争解決セ

ンターによる和解仲介手続は、

所事故被害者救済センター

A31

加害者側の記載の援助、加

原子力損害賠償紛争解決セ

ンターでは現在2種類の申立

書を用意していますが、その

うち簡易版の申立書は、弁護

士に依頼しなくても申立人本

A33

内容になっています。しかし、こので、慎重に請求しましょ

いいえ、前提として東電の手続を進めていくうえで専門請求書を提出しなくとも、直的知識が必要とされることが接原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続を申し立てることができます。

ただし、初めから全ての損害

Q32

納得できない部分がある場合は、納得できる部分についてのみの合意をしてください。

Q30

一部の損害項目のみ合意するつもりですが、注意点はありますか？

A30

東電から返送された「お支

払い細書」の今回合意しない項目に「＊＊＊」が付いていることを確認してから合意してください。

お問い合わせ先

◇福島県司法書士総合相談セ

ンター

電話024(5522)151039 原子力損害賠償紛争解決セ

ンターによる和解仲介手続は、

所事故被害者救済センター

A31

加害者側の記載の援助、加

原子力損害賠償紛争解決セ

ンターでは現在2種類の申立

書を用意していますが、その

うち簡易版の申立書は、弁護

士に依頼しなくても申立人本

内容になっています。しかし、こので、慎重に請求しましょ

いいえ、前提として東電の手続を進めていくうえで専門請求書を提出しなくとも、直的知識が必要とされることが接原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続を申し立てることができます。

ただし、初めから全ての損害

Q32

納得できない部分がある場合は、納得できる部分についてのみの合意をしてください。

Q30

一部の損害項目のみ合意するつもりですが、注意点はありますか？

A30

東電から返送された「お支

払い細書」の今回合意しない項目に「＊＊＊」が付いていることを確認してから合意してください。

お問い合わせ先

◇福島県司法書士総合相談セ

ンター

電話024(5522)151039 原子力損害賠償紛争解決セ

ンターによる和解仲介手続は、

所事故被害者救済センター

A31

加害者側の記載の援助、加

原子力損害賠償紛争解決セ

ンターでは現在2種類の申立

書を用意していますが、その

うち簡易版の申立書は、弁護

士に依頼しなくても申立人本

Q 36

今後も全て専門家に任せたいのですが。

請求書の記載の内容や金額は各被災者によつて異なります。

記載を依頼された専門家でも、被災者の事情の聞き取りから請求書の記載まで全てをお手伝いするには相当な時間がかかると予想されます。また費用もかかってしまう。

（今後、東電に直接請求する場合は3ヶ月ごとに手続きをしなければなりません。

Q 37

Q 37にある手続きのどれを選択しても、専門家に依頼すれば、その都度費用もかかってしまいます。無料で相談を受ける場所は沢山ありますので、）可能な限りご自身で請求書類を読み込んで、東電が設置する相談所も利用しながら、いろいろな人に聞いて情報を集めた上で、どうしても出来ないという場合に法律専門家等に依頼することを検討してみましょ。

A 36

A 37

す。今どこの何の症状も出しています。今後も放射能漏れの人に対しても8万円を自安被曝による損害賠償請求はできますか？

が、平成23年12月6日原子力損害賠償紛争審査会でなされました。しかし、具体的な支

付方法やその時期・年齢の基準日などについて東電は、現在準備中であるという回答に

るとは判断されず、損害賠償請求が認められる可能性は低いと思われます。（水戸地判平成20年2月27日）しかし、大量に放射線を浴びたと思われる場合は、被曝検査などを

定期的に詳細な診断書をとるといった記録を証拠として残します。無料で相談を受ける場所は沢山ありますので、）可能な限りご自身で

れる際は、関連性を証明できるようにしておく必要があり

ます。

Q 38

Q 38にある手書きのどれを選択しても、専門家に依頼すれば、その都度費用もかかってしまいます。無料で相談を受ける場所は沢山ありますので、）可能な限りご自身で請求書類を読み込んで、東電が設置する相談所も利用しながら、いろいろな人に聞いて情報を集めた上で、どうしても出来ないという場合に法律専門家等に依頼することを検討してみましょ。

B みんなのフォトギャラリー



みなさんがお撮りになった写真を募集しております！大熊町に関する事、震災に関する事、我が家ペット自慢など、題材はなんでもOK！携帯やデジタルカメラで撮影したものをメールに添付してお送りください。

直筆ハガキ、
手紙なども
OK！

※ このQ&Aは被災者の疑問が多かった点をまとめ、法令や中間指針、福島原子力補償相談室の回答を基に作成しております。今後運用が変わる可能性もございますのでご注意ください。なお随時更新していく予定です。

定期的に正確な被曝線量を測り、

福島県青年司法書士協議会は、被災した多くの方々の為に今後も活動していく予定です。

自主的避難等対象区域に指定された地域に居住していた人に対する、自主避難した人、避難しなかつた人、いざ

福島県青年司法書士協議会は、被災した多くの方々の為に今後も活動していく予定です。

Q 38

Q 38にある手書きのどれを選択しても、専門家に依頼すれば、その都度費用もかかってしまいます。無料で相談を受ける場所は沢山ありますので、）可能な限りご自身で請求書類を読み込んで、東電が設置する相談所も利用しながら、いろいろな人に聞いて情報を集めた上で、どうしても出来ないという場合に法律専門家等に依頼することを検討してみましょ。

Q 37

今回の福島第一原子力発電所の事故によって、漏れ出した放射線を浴びたと思われました。専門家等に依頼することを検討してみましょ。

が、平成23年12月31日 作成
福島県青年司法書士協議会

A あの人伝えたい「ありがとう」

震災の時に助けてくれた人へ、避難先でお世話になった人へ、今お世話になっている人へ……伝えたい「ありがとう」はありませんか？直接言うのが難しい、あなたの「ありがとう」の気持ちを紙面で紹介させてください。

- ①お名前・②大熊町での大字名・③現在お住まいの都道府県や市町村名をお書きください。※匿名をご希望の際は、その旨お知らせください。
 - Aの「あの人伝えたい「ありがとう」」はメールの本文かテキストファイルを添付してご応募ください。ハガキ・封書での投稿もお待ちしております。
 - Bの「みんなのフォトギャラリー」は携帯メールかPCメールに画像を添付して、画像のタイトルやコメントも記載してください。
- ※掲載はモノクロになります。※ご応募いただいた原稿は返却できませんのでご了承ください。

メールでの応募先

okuma@next-hamashin.co.jp (右のQRコードからも
メールを送れます。)

郵送での応募先

〒965-0873 福島県会津若松市追手町2番41号
大熊町役場 会津若松出張所企画調整課「おおくまの絆」係



大熊町復興計画を策定します

計画策定のための検討項目

①街づくりの考え方

大熊町では、大熊町復興構想(案)に示す、将来「みんなで戻つて復興を」に向けた計画の策定を行うことといたしました。この計画は、今後概ね5年間の目標を定めるものであり、町民の皆さんに安心して暮らしていくため、今後の行政機能の拠点、居住場所、雇用、教育などを具体的にするものです。

また、大熊町に戻らない方への支援も盛り込んだ幅広いメニューといたします。

計画の策定は、より多くの方のご意見をいたくため、町行政区長、各種団体の長への説明会や検討会、町議会への説明を行いながら、大熊町復興構想(案)の検討を行つてまいりました。

この計画は、今年3月末の策定を目指にしながら進め、協議経過については随時「広報おおくま」に掲載してまいります。

- ②居住場所等の検討
- ・本格除染後、大熊町内へ戻り低線量地区へ居住する。または、町内の低線量地域確保まで他市町村へ居住する。
- ③雇用
- ・当面の除染事業、廃炉事業等への従事。
- ・双葉郡内、いわき市など1時間通勤圏への求職。
- ④教育
- ・町独自の集合教育をしていくのか、また、他市町村の教育機関に委ねるのか。
- ・町内拠点、町外拠点を設置した場合に教育機関をどのようにするのか。
- ⑤医療・福祉・商業
- ・町内拠点を設置した場合、医療や福祉をどのようにするのか。
- ・町内業者協同店舗の設置。

⑥大熊町を離れる方への支援
・大熊町を離れる方への支援の方法。

よくななことが支援できるのか。

計画策定のスケジュール

| | 1月 | 2月 |
|-----|-----------|------------------|
| 10日 | 町議会への説明 | 18日 各種団体長への説明 |
| 12日 | 町行政区長への説明 | 17日 復興計画検討委員会の開催 |
| | 開催 | |

1月17日、大熊町役場会津若松出張所において、第1回目の大熊町復興計画検討委員会が開催されました。会議に先立ち、鈴木副町長から新たに委員となられた方へ嘱託状が交付され、引き続い復興計画策定の概要について説明がありました。なお、会議では委員の方から様々な意見がありました。今後の復興計画策定に向けた

第1回大熊町復興計画検討委員会を開催しました

◎主な意見



方向性の確認を行いました。

- ・復興計画策定のためにには先入観をなくし、何をやらなければならいかをゼロから考えていかなければなりません。
- ・国や県の指導だけで施策を行うのではなく、町独自の施策を提案していかなければなりません。
- ・住民があつてこそその大熊町であることを基本に考えていかなければなりません。
- ・町があるための施設を確立するための施設を考えることが重要である。
- ・子どもの事を考えると大熊町に戻ることは考えられない。次へのステップのため、財物補償を明確にしてほしい。
- ・教育や雇用の問題から大熊町民が他市町村へ流れている。早めに集団移転等を行わないと大熊町がバラバラになってしまふ。
- ・大熊町に帰ることを望むが除染がいつから始まるかわからない。帰れるまでの集団移転も考える。

お知らせ

所得税の確定申告について

現在、平成22年分及び平成23年分の確定申告の期限が延長されているところですが、確定申告を希望される方につきましては、福島県内をはじめ全国の税務署で受付を行っておりますので、最寄りの税務署にお問い合わせください。

町での所得申告の受付について

会津若松市といわき市にて、別表の日程で所得申告の受付を行います。避難中のため、例年のような人員や機器の確保が困難なことから、町民の皆様に不自由をおかけすることが予想されます。特に、各集会場での申告は機器や資料の持込が限られますので、あらかじめ御了承ください。

また、確定申告が不要な方(※下記参照)につきましても、どのような収入があったか町で把握する必要がありますので、別途郵送にて受付を行います。詳細は後日お知らせいたします。

※確定申告が不要な方の例

- ・収入がない方（失業保険や遺族年金、心身や財産に対する賠償金などは非課税所得のため申告不要です。）
 - ・収入が1か所からの給与のみで、年末調整済みの方
 - ・収入が公的年金のみで、公的年金収入が400万円以下の方
- なお、以上の方でも、所得税の還付等を受けたい場合は確定申告をすることができます。

平成23年分 所得申告相談日程

◆仮設住宅に避難中の方

| 受付日 | 受付対象となる仮設住宅名 | 会 場 | 受付時間 |
|----------|------------------------------------|-------------|------------|
| 2月15日(水) | 会津若松市 第二中学校西 | 第二中学校西集会所 | 午前9時～11時 |
| | 会津若松市 亀公園 | 亀公園集会所 | 午後1時30分～4時 |
| | 会津若松市 みどり公園 | | |
| 2月16日(木) | 会津若松市 城北小学校北 | 城北小学校北集会所 | 午前9時～11時 |
| | 会津若松市 東部公園 | 東部公園集会所 | 午後1時30分～4時 |
| 2月17日(金) | 会津若松市 河東学園 | 河東学園集会所 | 午前9時～午後4時 |
| | 会津若松市 河東金道地区 | | |
| 2月20日(月) | いわき市 鹿島町 | 鹿島町集会所 | 午前9時～午後4時 |
| 2月21日(火) | いわき市 渡辺町 | 渡辺町集会所 | 午前9時～午後4時 |
| 2月22日(水) | 好間第一、好間第二 及び仮設住宅以外に 避難されている方 | いわき連絡事務所 内 | 午前9時～午後4時 |
| 2月23日(木) | | | |
| 2月24日(金) | | | |
| 2月27日(月) | 会津若松市 松長近隣公園 会津若松市 松長5号公園 | 松長近隣公園第2集会所 | 午前9時～午後4時 |
| 2月28日(火) | | | 午前9時～午後4時 |
| 2月29日(水) | | | 午前9時～11時 |
| 3月1日(木) | 会津若松市 一箕町長原地区 | 一箕町長原地区集会所 | 午後1時30分～4時 |
| 3月2日(金) | 会津若松市 扇町1号公園 会津若松市 扇町5号公園 | 扇町1号公園集会所 | 午前9時～午後4時 |

◆仮設住宅以外に避難中の方

| 受付日 | 避難前の行政区 | 会 場 | 受付時間 |
|---------|------------------------|-----------|-----------|
| 3月5日(月) | 中屋敷区、野上1・2区、下野上1・2・3区 | 会津若松出張所 内 | 午前9時～午後4時 |
| 3月6日(火) | 大野1・2区、大川原1・2区、熊1区 | | |
| 3月7日(水) | 熊2・3区、町区、熊川区、野馬形区、小入野区 | | |
| 3月8日(木) | 大和久区、夫沢1・2・3区 | | |

◆その他

| 受付日 | 避難前の行政区 | 会 場 | 受付時間 |
|----------|------------------------|-----------|-----------|
| 3月9日(金) | 上記日程を都合により利用することができない方 | 会津若松出張所 内 | 午前9時～午後4時 |
| 3月12日(月) | | | |
| 3月13日(火) | | | |
| 3月14日(水) | | | |
| 3月15日(木) | | | |

【お問い合わせ先】税務課

一時帰宅（3巡目）が始まります

大熊町では、2月12日より3巡目の一時帰宅が始まります。立入り順序は、野上地区から順次行われます。

なお、今回から立入りの手順が、下記のとおり変更となりますのでご注意ください。

一時帰宅（3巡目）の概要

（1）立入り方式

○自家用車<1世帯1台>

- ・人員：1人～車両乗車定員まで
- ・持出物品：車両に積載可能な量
(屋外にある物・食品・生物などは持出不可)
- ・修繕業者・引っ越し業者及び納骨のための住職の立ち入りが可能です。(ただし、事前に申し出が必要です。)

○バス

- ・人員：2人まで
 - ・持出物品：
バスに積載ができ、帰宅者の持てる範囲のもの
(屋外にある物・食品・生物などは持出不可)
- ※バスでの立入りの場合、修繕業者等の同行はできません。

（2）中継基地

①場所

- ・原則として「道の駅ならは」(警戒区域内)となります。
- ・「南相馬市馬事公苑」については、ある程度の希望が集約された時点において国と調整を行い実施します。

②開設時間

- ・2月12日～2月29日までは、午前10時00分～午後4時00分までとなります。
(冬期安全対策のため)
- ・3月1日からは、午前9時00分～午後4時00分を予定しています。

（3）立入りの流れ（「道の駅ならは」から自家用車で立ちに入る場合）

①検問所通過

通行許可証は事前に送付しますので、ダッシュボードに掲示して検問所を通過してください。

②中継基地（道の駅ならは）で受付・線量計等の配付・防護服等の装着

立入者全員の本人確認をしますので、免許証・パスポート等の身分証明書を提示してください。

※顔写真付き身分証明書をお持ちでない場合には、保険証と被災証明書など2種類の書類を提示する必要があります。

③自宅到着…各行動

④中継基地（道の駅ならは）でスクリーニング・線量計等の返却・防護服の脱衣

⑤検問所通過

※バスでの立入りの場合については、前回同様となります。

（4）その他

- ・冬季の実施となることから、車の運転に際しては十分ご注意ください。
- ・使用される車両については冬用タイヤの装着等、冬季装備対策もお願いします。
- ・3巡目は2月12日（日）から実施し、約2ヶ月で一巡できるよう計画しています。

【お問い合わせ先】災害対策本部一時帰宅係

ハローワーク会津若松から出張相談のお知らせ

ハローワーク会津若松では、専門職業相談員が皆様の職業生活全般に係る出張相談を実施します。

◆時 間 午前9時30分～12時

◆出張相談日程表

| 月 日 | 施設名 |
|----------|-----------------------|
| 2月 1日(水) | 城北小北仮設住宅集会所 |
| 2月 2日(木) | 大熊町役場会津若松出張所 2階会議室 |
| 2月 6日(月) | 亀公園仮設住宅集会所 |
| 2月 7日(火) | 一箕町長原地区仮設住宅集会所 |
| 2月 8日(水) | 東部公園仮設住宅集会所 |
| 2月 9日(木) | 大熊町役場会津若松出張所 2階会議室 |
| 2月13日(月) | 松長近隣公園仮設住宅集会所 |
| 2月14日(火) | 河東学園仮設住宅集会所 |
| 2月16日(木) | 大熊町役場会津若松出張所 2階会議室 |
| 2月20日(月) | 扇町1号公園仮設住宅集会所 |
| 2月21日(火) | 城北小北仮設住宅集会所 |
| 2月22日(水) | 亀公園仮設住宅集会所 |
| 2月23日(木) | 大熊町役場会津若松出張所 2階会議室 |
| 2月27日(月) | 東部公園仮設住宅集会所 |
| 2月28日(火) | 一箕町長原地区仮設住宅集会所 |
| 2月29日(水) | 松長近隣公園仮設住宅集会所 |

◆相談内容

- ・求人情報提供および職業相談
- ・職業訓練情報提供および相談

◆震災特別相談窓口

◇窓口対応時間

火曜日～木曜日 午後1時～4時

◇場 所

西分庁舎(ハローワーク会津若松道路向い)

◇相談内容

就職相談

※水曜日は社会保険労務士による「年金相談」「社会保険相談」もできます。

【お問い合わせ先】

厚生労働省福島労働局

ハローワーク会津若松(被災者支援対策窓口)

電話 0242-26-3444(直通)

おもいやり駐車場利用証が、新潟県でも使えるようになりました

福島県では、車いすマークのある駐車スペースの適正利用を図るため利用証を発行する「おもいやり駐車場制度」を実施し、あわせて他県で発行する利用証との相互利用を行っています。

このたび、新潟県が加わり、福島・山形・栃木・群馬、茨城、新潟の6県は、それぞれの県で発行する利用証の相互利用に関する協定を締結しました。

これにより、平成24年1月15日から、6県でそれぞれ発行された利用証は、6県の協力施設(茨城県は全ての車いすマークの駐車場) いずれでも利用できるようになりました。

今後も、本当に必要な方が利用できるよう御協力をお願いします。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 保健福祉課

就職相談会のお知らせ

ハローワーク平では、大熊町役場いわき連絡事務所で就職相談会を開催します。

◆開催日程

- ・2月1日(水)
- ・2月15日(水)
- ・3月7日(水)
- ・3月22日(木)

◆時 間 午後2時～午後3時

◆場 所 大熊町役場いわき連絡事務所 会議室

※相談日以外での日程でもご要望があればお気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】

ハローワーク平 電話 0246-23-1421

2012就職フェアINあいづ・震災特別相談会開催

求人事業所約50社が参加する『2012就職フェアINあいづ』が開催されます。

◆日時 2月15日(水) 午後1時～4時

◆場所 会津若松市 アピオスペース展示ホール

同時開催 震災特別相談会

◆日時 2月15日(水) 午後1時～4時

◆場所 会津若松市 アピオスペース大会議室

※大熊町・浪江町・富岡町・双葉町の役場担当者による相談コーナーが設置されます。

【お問い合わせ先】

ハローワーク会津若松(震災特別相談窓口)

電話 0242-26-3444(直通)

原子力損害賠償に係る巡回法律相談のご案内

福島県では、原子力損害賠償請求手続が本格的に開始されたことに伴い、福島県弁護士会と連携し、弁護士による巡回の法律相談を実施し、被害者の皆さまを支援しております。

◆時間 各会場とも午後1時30分～3時50分
相談時間30分(事前予約制)

◆受付電話

原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口
電話 024-523-1501
(受付時間 毎日午前8時30分～午後9時)

◆巡回法律相談実施日程

| 実施市町村 | 相談日 | 実施場所 |
|-------|--|-------------------------------|
| 福島市 | 2月 1日(水) 2月15日(水) | 福島県県北地方振興局 福島市中町1-19中町ビル5階 |
| | 2月29日(水) | 福島県青少年会館 福島市黒岩字田部屋53-5 |
| 伊達市 | 2月22日(水) | 伊達市役所保原本庁舎 伊達市保原町字船橋180 |
| 川俣町 | 2月 8日(水) | 川俣町中央公民館 川俣町字樋ノ口11 |
| 郡山市 | 2月 1日(水) 2月 8日(水) 2月16日(水) 2月24日(金) | 郡山市労働福祉会館 |
| 白河市 | 2月 2日(木) 2月 9日(木) 2月17日(金) 2月23日(木) | 白河商工会議所 |
| 会津若松市 | 2月 2日(木) 2月 7日(火) 2月16日(木) 2月24日(金) | 福島県会津若松合同庁舎本館 会津若松市追手町7-5 |
| 下郷町 | 2月22日(水) | 下郷町役場 下郷町大字塩生字大石100 |
| 只見町 | 2月 9日(木) | 只見町朝日地区センター 只見町大字黒谷字館658 |
| 南会津町 | 2月 3日(金) | 南会津町商工会田島本所会館 南会津町田島字行司12 |
| | 2月17日(金) | 南会津町商工会館岩支所会館 南会津町松戸原156 |
| 南相馬市 | 2月 2日(木) 2月 9日(木) 2月16日(木) 2月23日(木) | サンライフ南相馬 南相馬市原町区小川町322-1 |
| いわき市 | 2月 6日(月) 2月13日(月) 2月20日(月) 2月27日(月) | いわき市中央台公民館 いわき市中央台飯野4丁目5-1 |

【お問い合わせ先】

福島県生活環境部 原子力賠償支援課
電話 024-521-8045(内線5291)

ふるさとふくしま暮らしサポートミーティングが開催されます

福島県外に避難された皆さまへ、地元の情報をはじめ、皆さまの暮らしに関する情報などをご提供したり、雇用や各種申請などに関するご相談ができる「暮らしサポートミーティング」が開催中です。

皆さまへのご説明とご相談を、同じく福島県から参ります暮らしサポート相談員がお受けしていく予定ですので、ぜひお越しください。

※入場無料・予約不要

※大熊町からも職員が参加しますので、ご相談ください。(2月26日長岡市開催を除く)

◆暮らしサポートミーティング主なプログラム

- 国・福島県からのお知らせ
- 各市町村からのお知らせ
- 個別暮らしサポート相談
- 雇用に関するご相談
- 就職支援窓口のご紹介、県外巡回相談会のご案内など

※司法書士への相談も無料！

- ・原発補償金に関する説明、情報提供
- ・その他法律相談

◆2月の開催日程・場所

| 都道府県 | 日時 | 会場 |
|------|-----------------------------|-------------|
| 秋田県 | 秋田市 2月19日(日) 16:00～18:00 | 秋田市文化会館 |
| 山形県 | 山形市 2月4日(土) 13:00～15:00 | 山形テルサ |
| | 米沢市 2月5日(日) 13:00～15:00 | 米沢市すこやかセンター |
| 新潟県 | 柏崎市 2月24日(金) 18:00～20:00 | 柏崎市民プラザ |
| | 2月25日(土) 13:00～15:00 | |
| | 長岡市 2月26日(月) 13:00～15:00 | 長岡市立劇場 |
| 群馬県 | 前橋市 2月17日(金) 18:00～20:00 | 前橋市民文化センター |
| | 2月18日(土) 13:00～15:00 | |
| 千葉県 | 柏市 2月11日(土) 13:00～15:00 | 柏商工会議所 |
| | 千葉市 2月13日(月) 18:00～20:00 | 千葉市民会館 |
| 神奈川県 | 川崎市 2月12日(日) 13:00～15:00 | サンピアンかわさき |

【お問い合わせ先】

暮らしサポート事務局

電話 024-526-0577

(暮らしサポートミーティング専用ダイヤル)

あらかると

駐日アメリカ大使がいわきの仮設住宅を視察しました



駐日アメリカ大使のルース大使が1月16日、いわき市好間工業団地第一応急仮設住宅を視察に訪れ、第一応急仮設住宅と第二応急仮設住宅に住んでいる住民との懇談会が開催されました。

懇談会の中で、住民から仮設住宅での暮らしの実情や、今後への不安などが伝えられ、ルース大使は「話していただいた情報は大変貴重な情報である。今後米国政府として出来ることなどは限られているが、NGOなどを通して支援をしていきたい」と答えました。

懇談会の最後に住民からの「トモダチ作戦」に対する感謝の言葉や、佐藤忠弘さん(大川原一区)が作った木彫りの「壽」と書かれた置物が手渡され、大使は感謝の意を示していました。

瑞宝双光章を受章～村上秀義さん 大和久区～

長年の消防団員、消防団長として、団員の育成強化や教育訓練、消防施設の整備強化など、長年の功績が認められ、村上秀義元大熊町消防団長が、瑞宝双光章を受章しました。

村上さんは、昭和62年5月4日に発生した浪江町大堀地区山林火災の際、当時の団長の指揮の下、延焼防止策の掘削作業や消火隊の有効配置、対策本部との連絡など寝食を忘れて活躍しました。

伝達式は、12月22日、村上さんの避難先で行われ、渡辺町長から勲章が手渡されました。



埼玉県に避難してきた方へお知らせ

輪になろう！ふみ出そう！『ひまわりの会』！

東日本大震災により、東北から旧鳩ヶ谷市に避難してきた6名で、鳩ヶ谷ボランティア連絡会の協力を得てグループを作りました。

グループ名は「明るく元気に、自らの力でこの地に花を咲かせる」という意味で『ひまわり』。

そこで交流を目的としたサロン(茶話会)を開きます。

避難してきた方、地域の方、埼玉に住む東北出身者、多くの方の参加をお待ちしています。

お茶を飲みながら、楽しい時間を過ごしましょう！

- ◆日 時 2月8日(水) 9:30～12:00
- ◆場 所 やすらぎ会館(川口市南鳩ヶ谷6-8-16)
- ◆参加費 200円
- ◆内 容 おしゃべりサロン(親睦、情報交換等)
- ◆申 込 不要(直接会場にいらしてください)

【お問い合わせ先】

『ひまわり』 前川(大熊町 熊)

電話 080-4405-4931

※『ひまわり』は毎月1回第2水曜日に実施予定です。

町民掲示板

大熊町の想い出

第24回おおくま駅伝



第24回大熊駅伝競走大会(おおくま駅伝)が、昨年の2月20日、総合グラウンドを中心とした町内1.4km～5.0kmのコースで行われました。

この年は、県内外から8部門に294チームがエントリーし、健脚を競いました。